



1999年ノーベル平和賞受賞

企業・団体の皆さまへ

謹啓

このような案内を突然お送りするご無礼をお許しください。

はじめまして、国境なき医師団日本の会長を務めております、加藤寛幸と申します。「命を懸けて、命を守る」。そして、「何としても援助を待つ人たちのニーズに応えたい」。そのような思いから、小児科医として、これまで6回の援助活動に参加してきました。

2014年から西アフリカを中心に猛威を奮ったエボラ出血熱。この緊急援助活動へのご協力をはじめ、ここ数年来、国境なき医師団の活動に対する企業・団体様のご理解と温かいご支援は、広がりを見せております。企業・団体の社会的責任(CSR)と国境なき医師団の医療・人道援助の世界はお互いに開かれつつあり、援助を必要とする人びとのために協働できるという理解が進んでいます。さらに近年は、社会的意義のある活動を行うことを通じて、経営戦略の一つとして社会全体の共通価値を生み出していくこと(CSV)が期待される時代でもあります。そのため、皆さまと国境なき医師団の協働の方法も多様なものになっています。国境なき医師団は今後も新たな協働の構想を積極的に模索するとともに、皆さまからの貴重なご提案を心よりお待ち申し上げます。

国境なき医師団の活動資金は、活動の中立性と公平性に不可欠な政治的独立の原則を守るため、約90%以上が民間の皆さまからの寄付で支えられています。国境なき医師団に寄せられた資金は、紛争、病気の流行、災害、著しい貧困により生命の危機にさらされた人びとに国境なき医師団スタッフが直接医療・人道援助を届けるために用いられます。また、国境なき医師団日本は、熟練したスタッフを活動地に派遣すること、皆さまからの温かいご支援を活動地へ届けること、患者の境遇を変える力を持つ日本の皆さまに活動地の現実をお伝えすることの各面で、重要な役割を担っています。ぜひ、裏面の、現場で活動する日本人看護師からのメッセージをご覧くださいと存じます。

皆さまのご支援があればこそ、危機に瀕した命を救うことができます。

何卒ご協力を賜われますよう、お願い申し上げます。

敬白



国境なき医師団日本 会長  
小児科医  
加藤 寛幸

加藤 寛幸

## はるか彼方の地で求められる日本の力

日本といえば、製造、サービス、医療技術、いずれをとっても超先進国。このイメージは、電気も届かない医療体制の崩壊している国や村々でも例外ではありません。日本人は、礼儀正しく、一生懸命で、妥協せず、きめ細やかな気配りができ、機械に強い。これまでに足を運んだイラク、ヨルダン、南スーダン、そして昨年エボラ出血熱緊急援助活動を行ったシエラレオネでも、日本に対する高い評価を聞きました。ビジネスの現場では世界レベルでの競争がますます激しくなっている昨今ですが、私は、国境なき医師団の活動現場という小さな単位から、日本はもっとも国際社会における存在感を高めることができるはずだと確信しています。



(2014年 南スーダンにて)

私が高校3年生で国境なき医師団への将来の参加を決意した大きな理由のひとつに、国境なき医師団が誰からも顧みられていない命の危機の実情を社会に向けて証言していることがありました。その後、実際に現地に向かうようになって、国境なき医師団が独自の調査と判断に基づいて医療活動を行い、そこで起きている窮状を世界に伝えていくには、政治やあらゆる権力から独立した「民間資金」が欠かせないということを改めて痛感するようになりました。そのため、こうした支援にご参加くださっている企業の皆さまに、心から感謝しています。

ご想像いただけるでしょうか、医療がないために生きるか死ぬかの日常から逃れられない人びとの過酷な状況を。シエラレオネからの帰国後、私は日本の離島にて看護師をしておりました。日本でも地域によっては医療不足は深刻です。それでもなお、私たちがいかに恵まれた環境にいるかということを強く実感する毎日でした。日本の高い医療技術と思いやりのある国民性は、はるか彼方の地においても求められています。同じ時代に社会を支える一員として、ぜひ皆さまとともに国境なき医師団の活動を広げていくことができたら幸いに思います。

国境なき医師団日本  
看護師 大滝 潤子

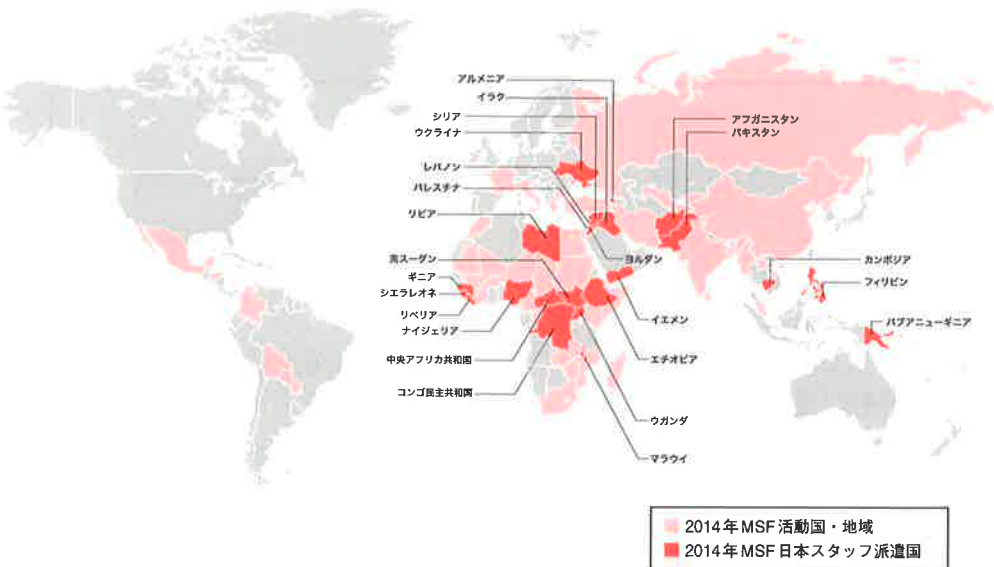
大滝 潤子

国境なき医師団は、非営利で国際的な民間の医療・人道援助団体です。命の危機に瀕した人びとへの緊急医療援助を目的とし、医師、看護師をはじめとする海外派遣スタッフが、現地スタッフとともに、約60の国と地域で援助活動を行っています(2014年)。独立・中立・公平をつらぬいた活動が評価され、1999年にはノーベル平和賞を受賞しました。

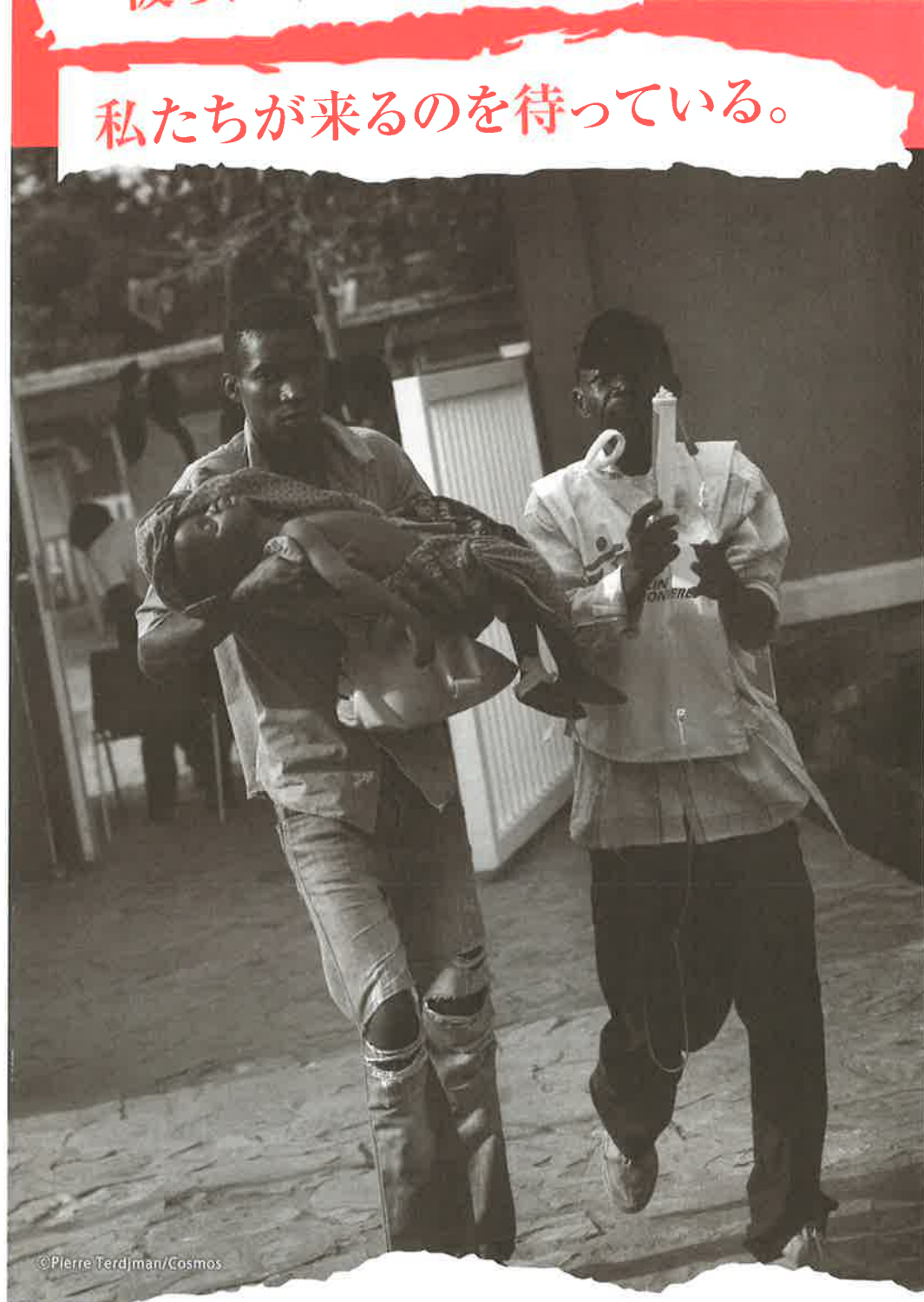
国境なき医師団は、1971年にフランスで創立された非営利で国際的な民間の医療・人道援助団体です。医療の欠如、武力紛争、感染症、自然災害などで生命の危機に直面している人びとに直接医療を提供しています。現在、28の国に事務局を置き、医師、看護師をはじめ7千人以上のスタッフを世界約60の国と地域に派遣し、約3万1千人の現地スタッフとともに援助活動を続けています(2014年)。

1999年には長年の活動が評価されノーベル平和賞を受賞しました。

国境なき医師団日本は認定NPO法人です。  
 皆さまからの寄付は、税法上の特例措置の対象になります。  
 → 詳細は裏面をご覧ください。



2014年、国境なき医師団日本からは計87人のスタッフが、延べ126回、23の国・地域に派遣され、援助活動を行いました。



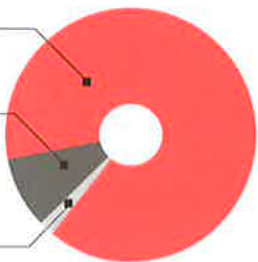
© Pierre Terdjman/Cosmos



# 活動の中立性と公平性を支えています

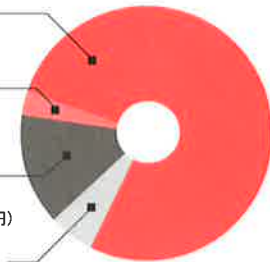
## 各国全体収入

- ・民間からの寄付収入 **89%** (1,673億円)
- ・公的機関からの収入 **9%** (168億円)
- ・その他収入 **2%** (35億円)



## 各国全体支出

- ・ソーシャルミッション費 **80%** (1,257億円)
- ・援助活動費 **77%** (1,212億円)
- ・広報活動費 **3%** (45億円)
- ・募金活動費 **14%** (215億円)
- ・マネージメントおよび一般管理費 **6%** (88億円)



2014年度 (1ユーロ=146.54円にて換算)

## 私たちが行かなければ、命が失われてしまうかもしれない場所へ



国境なき医師団日本への寄付は、税法上の特例措置の対象になります。

## 法人として認定NPO法人に寄付いただいた場合

法人に対する通常の寄付金の損金算入限度額(イ)と併せて、別枠で算出した認定NPO法人に対する寄付金の損金算入限度額(ロ)を損金に算入できます。

### (イ) 通常の寄付金の損金算入限度額

$$\left( \text{資本金額等} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

+

### (ロ) 認定NPO法人に対する寄付金の損金算入限度額

$$\left( \text{資本金額等} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

## 例

資本金1億円 かつ 所得800万円  
 の企業の場合

損金算入限度額  
 (イ) 11万2千500円  
 +  
 (ロ) 43万7千500円 } 計 55万円

▶ 認定NPO法人への寄付は、55万円まで損金扱いにできます

※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

**今回の寄付** 任意の金額をそのつど、寄付いただく方法です。

同封の払込取扱票①、または振込依頼書②をご利用ください。

**毎月の寄付** 継続的に毎月、寄付いただく方法です。

こちらの連絡先までお問い合わせください。

0120-999-199 (通話料無料9:00~19:00無休)

# 皆様の支援で できることの一例を 紹介いたします。

※数量は外国為替により変動します。

**30,000**円  
↓  
シェルター資材  
**15** 家族(75人)分  
避難した人びとが雨露をしのぐための  
15家族分のシェルター資材を  
用意することができます。

**50,000**円  
↓  
はしかの予防接種  
**2100** 人分  
難民キャンプなどで、  
はしかの感染を防ぐ予防接種2100人分を  
用意することができます。

**100,000**円  
↓  
4か月分の基礎医療セット  
**1000** 人分  
難民キャンプなど医療施設のない場所で、  
1000人の患者に診療を行うための基礎  
医療セットを4か月分用意することができます。

**500,000**円  
↓  
栄養治療食(RUTF)  
**15000** 食分  
深刻な栄養失調の子供たちに、  
治療用ミルクと栄養治療食(RUTF)による  
治療を15,000食分用意することができます。

**1,000,000**円  
↓  
手術用麻酔  
**340** 回分  
手術のための麻酔340回分を  
用意することができます。



**感謝状をお送りします。**  
今回寄付をいただいた方に、感謝状をお送り  
します。  
(2016年10月30日まで)

(顔額は含まれません)

上記以外のどのような金額でも承っております。  
下の払込取扱票もしくは振込依頼書のご記入ください。

国境なき医師団日本への寄付は、税優遇措置の対象となります。  
なお、さまざまな支援の方法については裏面をご覧ください。



H-0451205

## 寄付には以下の 方法がございます。

**1** ゆうちよ銀行、郵便局での寄付のお申し込み

※10万円以上のお振込には、本人確認書類の提示を求められる場合がございます。



H-0451205

**1** ゆうちよ銀行、  
郵便局でのお申し込み  
右の払込取扱票をご利用ください

**2** その他の金融機関での  
お申し込み  
下の振込依頼書をご利用ください

インターネットでのお申し込み  
[www.msf.or.jp](http://www.msf.or.jp)

携帯電話でのお申し込み  
[www.msf.or.jp/mb/](http://www.msf.or.jp/mb/)



お願い  
振込手数料は振込依頼人様のご負担となります。  
(お問い合わせ先)  
**0120-999-199**  
通話料無料(9:00~19:00 無休)  
携帯電話・PHSからもつながります。

払込取扱票

40 東京DT

口座記号番号 001503 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 880418

加入者名 特定非営利活動法人 国境なき医師団日本

金額 千 百 十 万 千 百 十 円 30 91150210003 60200000000 100009369501

※ 国境なき医師団の医療援助活動を支援します。  
 30,000円  50,000円  100,000円  500,000円  その他

※フリガナ  
一般社団法人 日本体育学会 様  
1500041 渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館5F  
(電話番号)

### 振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 001503

金額 千 百 十 万 千 百 十 円 880418

加入者名 特定非営利活動法人 国境なき医師団日本

一 依頼人 一般社団法人 日本体育学会 様  
渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館5F

料 金 日 附 印

備考

## 2 その他の金融機関での寄付のお申し込み

※ATM/インターネットバンキングでお申し込みいただく場合は、  
ご依頼人の欄にお名前とご依頼人コードを入力してください。  
領収書の発行などに必要となります。

振込金(兼手数料)受取書

平成 年 月 日

金額

振込指定口座 三菱東京UFJ銀行 あさぎり支店 普通預金 1623002

受取人 特定非営利活動法人 国境なき医師団日本  
一般社団法人 日本体育学会 様

ご依頼人 渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館5F

手数料

(取扱店) 銀行 店 (取扱店-依頼人)

電信扱 振込依頼書

取扱銀行ご担当者様 ATM/インターネットバンキングをご利用の皆様  
※ご依頼人コードをご依頼人名(カナ)の前に必ず入力してください。

ご依頼日 平成 年 月 日

振込指定口座 三菱東京UFJ銀行 あさぎり支店 普通預金 1623002

受取人 トクビ コックョウナキイシダンニホン  
特定非営利活動法人 国境なき医師団日本

ご依頼人コード 9369501

ご依頼人カナ 一般社団法人 日本体育学会 様

ご依頼人 渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館5F

ご依頼人電話番号

科目

手数料

金額

内訳

取納印または振替印

(取扱店保管)

振込手数料は振込依頼人様のご負担となります。  
各票の太枠の中をご記入ください。